

お知らせ

まちのデータ

(令和2年(2020年)2月末日現在)

人口	2万6,322人	交通事故発生件数	
男	1万2,437人	(2月中、物損含む)	
女	1万3,884人	有田川町	37件
	1万598世帯	死者	0人 負傷4人
			湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎 }
金屋庁舎 } 52-2111
清水行政局 }

城山出張所 23-0001
粟生連所 22-0351
五郷出所 22-0254
安水出所 26-0001
A L E C (アレック) 52-5356
A L E C (アレック) 52-4730

環境セックタ一 52-5384
プラスチック収集場 52-7855
休日急患診療所 52-4882
有田 田聖苑 52-3055
子育て支援センター 52-5474
有田川町少年センター { 090-7966-1697
52-8744

相談

4月の行政相談

● 4月23日(木)

- ・安諦地区基幹集落センター 9時～11時30分
- ・清水会館和室 13時～16時

問 清水行政局総務政策室

子育て

児童手当の支給

児童手当は、出生から中学校修了まで(15歳に達した後、最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。公務員(独立行政法人などは除く)の方は、所属庁から支給されます。

● 支給月

児童手当は、原則、申請した翌月から支給されます。

ただし事由発生日(子どもの出生日など)の翌日から数えて15日以内の申請であっても、事由発生月に申請があったものとみなすことができます。

※申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがあります。ご注意ください。

所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1,000円
5人	812万円	1042万1,000円

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算した金額です。ご注意ください。

支給月額

0歳～3歳未満(一律)	1万5,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	1万5,000円
中学生(一律)	1万円
所得制限以上(一律)	5,000円

● 手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者の健康保険被保険者証の写し
- ・請求者名義の金融機関の口座が分かるもの

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

チャイルドシート・ジュニアシート貸し出します

● 対象者 / 6歳未満の児童を養育する町に住民登録されている保護者

● 注意事項

- ・在庫に限りがあるので、貸し出しは在庫があるときのみに限られます。
- ・返却時には、次に借りられる方が気持ちよく使用できるよう、クリーニングなどの清掃処理の上、今後の使用と衛生上問題のない状態にしてください。

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)